

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
役員の報酬、費用弁償及び役員の年齢に関する規則

規則第1号

(目的)

第1条 本規則は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)定款第19条に基づき、当団体の役員が当団体の役務に従事した場合の報酬、費用弁償及び役員の年齢に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規則の適用の対象となる当団体の役員は、定款第13条の規定による。

(役務)

第3条 本規則の適用となる当団体の役務とは、定款に規定する役員の業務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として報酬及び費用弁償の対象としない。

(1) 当団体の正会員として総会に参加する場合。

(2) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨、告知された事業に参加する場合。

(報酬)

第4条 当団体は役員の報酬は一切支給しない。なお、理事長及び副理事長の役職に関する役務への報酬も同様とする。ただし、弁償を受けることができる費用は、次条に規定する。

(範囲)

第5条 本規則によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、当団体の役務に従事するために要する旅費(以下「旅費」という。)に限る。

(旅費)

第6条 規程第4条による。

(役員の年齢)

第7条 当団体の役員の年齢は満80歳以下とし、年度途中で満80歳になったときは、年度末までの任期とする。

(委任)

第8条 本規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第9条 本規則を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

本規則は、令和2年2月1日から施行する。